

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB学校（以下「学校」という。）に教諭として採用され、主に○の授業やクラス担任としての業務に従事していた。
- 2 請求人によると、被災者は平成○年○月頃から不眠等の症状が継続するようになったという。被災者は、同年○月○日、Cクリニックに受診し「うつ状態」と診断された。その後、被災者は勤務を続けながら治療を受けていたが、平成○年○月○日に自宅を出た後所在不明となり、同月○日、D学校内で縊死しているところを発見された。
- 3 請求人は、被災者の死亡は、業務上の事由によるものであるとして、監督署長に対して遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をした。
- 5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人

(略)

## 2 原処分庁

(略)

## 第4 争 点

被災者の精神障害の発病及び死亡が業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会の事実認定

(略)

### 2 当審査会の判断

(1) 被災者の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、E医師の同年〇月〇日付け意見書を始めとする医学的資料を踏まえた上で、被災者は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインにおける「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病していた旨述べている。

当審査会としても、被災者の症状の経過等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。その要旨については、決定書別紙の記載を引用する。）を策定しており、当審査会としても、その取扱いは妥当と判断することから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間（以下「評価期間」という。）において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

(4) そこで、「特別な出来事」以外の出来事についてみると、請求人は、①クレーマー的な保護者への対応を強いられたこと、②副担任への対応に苦慮していたこと、③恒常的な長時間労働があったことなどを主張している。

(5) 上記(4)の請求人の主張を踏まえ検討すると、以下のとおりである。

ア クレーマー的な保護者への対応

請求人は、被災者が平成〇年〇月ないし同年〇月頃若しくは同年〇月下旬頃に保護者から頻繁にかかってくる電話の対応を長期間にわたって行っていたと主張している。

しかし、決定書理由に説示するとおり、保護者からの電話が頻繁に学校へかかってきたのは平成〇年〇月ないし同年〇月頃からであるし、被災者は長期的な対応をしたものではなく、比較的早い時期にFとGが対応を行うようになっていた。

したがって、この出来事は認定基準別表1の具体的出来事「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみるのが妥当であり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

イ 副担任への対応

請求人は、副担任であるHが被災者からの指導に当初から全く応えず、被災者が繰り返し指導をしても、仕事ぶりは全く改善せず、被災者が強い口調で指導や要求をしても、全く効果がなかったことから、被災者とHとの関係は「対立している状況」と程度に差はないものと考えてるのが相当であると主張している。

しかし、Hは被災者から注意を受け、怒鳴られた際にも、反発していた事実は認められず、被災者とHの間に、客観的に認識されるような対立が生じていたものとまではいえない。また、Fが、新任の教員にはほとんど校務がないので、Hの仕事が被災者に回ったということはない旨述べ、Gが、被災者には1人で担任をこなしていく能力はあったと思う旨述べていることからすれば、被災者のその後の業務に大きな支障が生じていたとも認められない。

したがって、この出来事は認定基準別表1の具体的出来事「部下とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当するとみるのが妥当であり、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、その心理的負荷の強度は「弱」とであると判断する。

なお、請求人は、被災者には平成〇年〇月に副担任の教育や指導という業務が付加されており、この出来事は認定基準別表1の具体的出来事「仕事内

容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に当てはめて評価することも可能であると主張するが、被災者が副担任を指導するのは今回が初めてではなく、新たな業務が付加されたわけではないので、上記請求人の主張は認められない。

ウ 恒常的な長時間労働等の有無

(ア) 請求人は、Cクリニックの問診票に被災者の勤務時間が「〇時から〇時（残業〇時まで）」と記載されているので、これにより被災者の時間外労働時間を推計すると1か月当たり100時間前後となると主張しているが、問診票の記載を裏付ける客観的な証拠は提出されておらず、ほかにこれを認めるに足る資料もないことに鑑みると、請求人の主張は採用できない。

一方、監督署長が推計した労働時間集計表は、学校において、タイムカードや日報等による労働時間の管理がされていなかったことから、出勤簿に加え、請求人、上司及び同僚の申述等から、被災者が、午前〇時〇分から午後〇時までの間勤務したものとして、被災者の労働時間を推計しており、おおむね妥当であると判断される。

(イ) この推計によれば、被災者の評価期間における1か月の時間外労働時間は、最大でも58時間10分であることから、恒常的な長時間労働には該当しない。なお、I、J及び請求人の申述から、仮に被災者の終業時刻を午後〇時ないし午後〇時〇分としても、月おおむね100時間を超える時間外労働があったものとは認められない。

また、時間外労働時間が発病前2か月目の28時間40分から発病前1か月目の58時間10分に増加しているが、被災者の仕事内容・仕事量そのものに変化は認められないのみならず、平成〇年〇月〇日からの連休の存在もその増加の要因となっていることから、認定基準別表1の具体的出来事「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）にも該当しない。

(6) 上記(5)のとおり、被災者には心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が2つ認められるが、その業務による心理的負荷の全体評価は「弱」であることから、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、その死亡も業務上の事由によるものとは認められない。

(7) ところで、被災者は、本件疾病発病後、平成〇年〇月〇日にCクリニックに受診し、通院治療を継続していたが、平成〇年〇月頃から通院回数や投薬の増加が認められ、症状の悪化をうかがわせる訴えを主治医にしている。このことから、本件疾病が自然経過を超えて悪化したと仮定して検討しても、症状の悪化の時期は平成〇年〇月頃であり、そのおおむね6か月間前に認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事は認められないこと、また、請求人が悪化の原因と主張する同年〇月の人事評価は増悪後の出来事であるため評価できないことなどから、症状の悪化についても業務上の事由によるものとは認められない。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。